

# 令和元年第12回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 和元年12月25日(水) 14時00分～15時40分

1 場 所 南有馬庁舎 2階会議室

1 出席者の氏名

|      |         |
|------|---------|
| 教育委員 | 近 藤 孝 信 |
| 教育委員 | 塩 田 絹 代 |
| 教育委員 | 吉 田 英 則 |
| 教育委員 | 松 尾 哲   |

1 欠席者の氏名 教育長 永 田 良 二

1 構成員以外の出席者の氏名

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 教育次長               | 深 松 良 藏 |
| 理事(文化財課・世界遺産推進室担当) | 宮 崎 誠   |
| 教育総務課長             | 栗 田 一 政 |
| 学校教育課長             | 谷 口 誠 志 |
| 生涯学習課長             | 南 原 伸 治 |
| スポーツ振興課長           | 岡 野 俊 作 |
| 世界遺産推進室長           | 末 永 透   |
| 学校教育課学事班長          | 柴 田 祐 佳 |
| 教育総務課総務班長          | 荒 木 一 弘 |

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第51号 南島原市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部を改正する  
条例について

議案第52号 南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第53号 南島原市立幼稚園一時預かり保育料徴収条例を廃止する条例について

議案第54号 南島原市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について

議案第55号 南島原市歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第7 閉会

## 日程 第1 開会

吉田委員

(教育長職務代理者)

本日は、永田教育長が欠席でございます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項の規定に基づき、私の方で、会議を進めさせていただきますので、よろしく申し上げます。  
それでは、只今から、「令和元年第12回定例会」を開会いたします。

## 日程 第2 前回会議録の承認

吉田委員

(教育長職務代理者)

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、私が指名されておりましたので、ここで、署名をいたします。

〈令和元年第11回定例会…吉田委員が署名〉

## 日程 第3 会議録署名人の指名

吉田委員

(教育長職務代理者)

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「松尾委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

吉田委員

(教育長職務代理者)

それでは、会議録署名人に「松尾委員」を指名いたします。

## 日程 第4 教育長報告

吉田委員

(教育長職務代理者)

日程第4「教育長報告」を行います。

この報告につきましては、教育次長から説明をお願いします。

教育次長

(別紙により、令和元年11月25日から令和元年12月23日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告)

吉田委員

(教育長職務代理者)

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

特にないようですので、以上で、「教育長報告」を終わります。

## 日程 第5 議案審議

吉田委員

(教育長職務代理者)

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

吉田委員

(教育長職務代理者)

議案第51号「南島原市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明をお願いします。

学校教育課長

議案第51号「南島原市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部を改正する条例について」を、ご説明いたします。

南島原市立北有馬幼稚園を令和2年3月31日をもって廃止するため、所要の

改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条中の(1)の下線部、中学校及び幼稚園の幼稚園を削除するものでございます。

以上で、議案第51号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

吉田委員

(教育長職務代理者)

この件について、何か質疑などはございませんか。

吉田委員

(教育長職務代理者)

特にないようですので、お諮りします。

「議案第51号」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

吉田委員

(教育長職務代理者)

異議なしと認めます。

よって、「議案第51号」については、原案のとおり決定いたしました。

吉田委員

(教育長職務代理者)

次に、議案第52号「南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明をお願いします。

学校教育課長

議案第52号「南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例について」を、ご説明いたします。

南島原市立北有馬幼稚園を令和2年3月31日をもって廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第1条中の下線部、中学校及び幼稚園の幼稚園を削除するとともに、第4条の(幼稚園の名称及び位置)を削除します。

次に、第5条の下線部、中学校及び幼稚園の幼稚園を削除するとともに、別表第3を削除します。

また、第5条を第4条に繰り上げるものでございます。

以上で、議案第52号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

吉田委員

(教育長職務代理者)

この件について、何か質疑などはございませんか。

吉田委員

(教育長職務代理者)

特にないようですので、お諮りします。

「議案第52号」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

吉田委員

(教育長職務代理者)

異議なしと認めます。

よって、「議案第52号」については、原案のとおり決定いたしました。

吉田委員

次に、議案第53号「南島原市立幼稚園一時預かり保育料徴収条例を廃止する

(教育長職務代理者) 条例について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明をお願いします。

学校教育課長

議案第53号「南島原市立幼稚園一時預かり保育料徴収条例を廃止する条例について」をご説明いたします。

南島原市立北有馬幼稚園を令和2年3月31日をもって廃止するため、条例を廃止するものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

吉田委員

この件について、何か質疑などはございませんか。

(教育長職務代理者)

吉田委員

特にないようですので、お諮りします。

(教育長職務代理者)

「議案第53号」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

吉田委員

異議なしと認めます。

(教育長職務代理者)

よって、「議案第53号」については、原案のとおり決定いたしました。

吉田委員

次に、議案第54号「南島原市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

(教育長職務代理者)

内容について、担当課長から説明をお願いします。

学校教育課長

議案第54号「南島原市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について」を、ご説明いたします。

令和2年1月1日施行の国民の祝日に関する法律の一部改正により「体育の日」を「スポーツの日」に、天皇誕生日の順位を改正するもののほか、短縮授業等について所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

旧第8条(短縮授業)「夏季休業日の前後において、教育課程実施に支障のない範囲で授業を短縮することができる。ただし、その日数は、12日を超えることはできない。

2 前項の規定により授業時数を短縮する場合は、その期間を記し、教育委員会に報告しなければならない」

と規定されております。

しかしながら、夏季休業日前後の短縮授業は、現在行われておりませんので、削除しようとするものでございます。

また、8条を削除したことで、以降の条を繰り上げます。

次に、旧12条の2に「職員は、着任したときは、直ちに、着任届(様式第8号)を、新規採用者にあつては、別に履歴書を5日以内に、教育長に提出しなければならない」とありますが、

繰り上げ後の第11条で着任届の提出を削除するものであります。

次に、令和2年1月1日施行の国民の祝日に関する法律の一部改正により、様式第3号の1（小学校）及び様式第3号の2（中学校）の「体育の日」を「スポーツの日」に改正し、天皇誕生日の順位を改正するものでございます。

次に、様式第7号中（第10条関係）を（第9条関係）に改め、様式第8号を削除するものでございます。

なお、この規則は令和2年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第54号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

吉田委員

この件について、何か質疑などはございませんか。

（教育長職務代理者）

吉田委員

特にないようですので、お諮りします。

（教育長職務代理者）

「議案第54号」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

吉田委員

異議なしと認めます。

（教育長職務代理者）

よって、「議案第54号」については、原案のとおり決定いたしました。

吉田委員

次に、議案第55号「南島原市歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

（教育長職務代理者）

内容について、担当理事から説明をお願いします。

文化財課・世界遺産推進室担当理事

議案第55号「南島原市歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則について」を、ご説明いたします。

南島原市口之津港ターミナルビル2階に新たに歴史民俗資料館を設置することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表7ページから9ページをご覧ください。

第3条では、新たに設置する歴史民俗資料館の開館時間を午前9時から午後5時までとし、休館日を毎週月曜日及び毎年12月29日から翌年1月3日までとするものでございます。

ただし、歴史民俗資料館内の多目的ホールについては、開館時間を午前9時から午後10時までとするものでございます。

第7条から第9条では、歴史民俗資料館多目的ホールの利用の許可等について定めております。また、第10条から第12条にかけては歴史民俗資料館入館料の免除規定及び多目的ホールの使用料免除規定等を定めるものでございます。

特に第10条第8項において、これまで原則有料としておりました本市の小学生、中学生及び高校生の入館料を、今回新たに無料で利用できることといたしております。

以上で、議案第55号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

吉田委員

この件について、何か質疑などはございませんか。

(教育長職務代理者)

近藤委員  
教育次長

北有馬歴史民俗資料館の利用等は、どうなっているのでしょうか。  
現在、来館される方は、いらっしゃらない状況です。  
将来的に、1階部分も含め、再整備の検討をしていきたいと考えております。

吉田委員

他にございませんか。

(教育長職務代理者)

特になさいますので、お諮りします。

「議案第55号」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

吉田委員

異議なしと認めます。

(教育長職務代理者)

よって、「議案第55号」については、原案のとおり決定いたしました。

#### 日程 第6 その他

吉田委員

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

(教育長職務代理者)

吉田委員

第1号「準要保護児童生徒就学援助の申請について」を議題とします。

(教育長職務代理者)

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

吉田委員

この案件は、非公開といたします。

(教育長職務代理者)

<非公開の審議>

吉田委員

小学校 認定 16人

(教育長職務代理者)

中学校 認定 2人

本件につきましては、そのとおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

吉田委員

異議なしと認めます。

(教育長職務代理者)

只今説明しました申請につきましては、要綱に定められた基準に該当しております。

「就学援助」の対象者として認定することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

吉田委員

異議なしと認めます。

(教育長職務代理者)

よって、この申請につきましては、「就学援助」の対象者として認定することに決定いたしました。

吉田委員

次に、第2号「次回教育委員会定例会の開催について」でございますが、次回の定例会は、1月29日、水曜日、午後2時から開催する予定としておりますので、よろしく申し上げます。

吉田委員 (教育長職務代理者) 最後に、第3号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

教育総務課長 (口加高校及び島原翔南高校に通学する生徒へのバス代補助の要望について説明)

学校教育課長 (有家ブロック小学校統合準備委員会の協議の進捗状況について説明)  
(北有馬幼稚園と北有馬保育所を統合した(仮称)北有馬認定こども園の設置予定について説明)

生涯学習課長 (令和2年南島原市成人式について説明)

スポーツ振興課長 (東京オリンピック聖火リレーについて説明)

文化財課・世界遺産推進室担当理事 (口之津港ターミナルビル多目的ホール音響機器購入契約の解除について説明)

世界遺産推進室長 (南島原市世界遺産登録1周年記念シンポジウムについて説明)

吉田委員 他にございませんか。

(教育長職務代理者) 特にないようですので、第3号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

吉田委員 (教育長職務代理者) 以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。  
委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 15時40分

会議録署名人

教育委員

記録職員